

○浦安市公用自動車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する規則

令和2年5月27日

規則第55号

改正 令和5年3月8日規則第5号

令和5年3月17日規則第7号

(目的)

**第1条** この規則は、市の公用車にドライブレコーダーを設置することにより、犯罪の抑止力を強化し、交通事故及びトラブル（以下「交通事故等」という。）の発生時における責任を明確にし、並びに職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るとともに、ドライブレコーダーの管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 浦安市公用自動車管理規則（平成13年規則第23号）第2条第1号に規定する公用自動車（消防用自動車及び原動機付自転車を除く。）及びリース契約により市が使用する自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 自動車に設置することを目的とした周囲の画像及び音声情報を記録する装置をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより収集した画像及び音声情報であって、ドライブレコーダー本体内に格納された記録媒体（以下「記録媒体」という。）に記録されたものをいう。

(ドライブレコーダーの管理責任者及び取扱担当者)

**第3条** 市は、ドライブレコーダーの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、設置したドライブレコーダーごとにドライブレコーダーの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車を管理する者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、ドライブレコーダー及びデータの取扱いを適正に行うため、ドライブレコーダーに関する事務を統括する。

4 管理責任者は、前項の事務を適正かつ円滑に遂行するため、所属職員のうちからドライブレコーダーの取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定するものとする。

5 管理責任者及び取扱担当者は、ドライブレコーダー及びデータを取り扱うことにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（ドライブレコーダーの設置等）

**第4条** ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置する。

2 前項の規定により設置したドライブレコーダーは、運転中、常時撮影し、及び録画するものとする。

3 第1項の規定によりドライブレコーダーを設置した公用車には、視認しやすい場所にドライブレコーダーを設置してある旨の表示をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（データの利用）

**第5条** 管理責任者は、次に掲げる目的以外にデータを利用してはならない。

(1) 交通事故等に係る情報収集、分析又は原因究明に利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（データの保管等）

**第6条** データの保管期間は、原則として記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。

2 前項の保管期間について、法令等に基づき国等が実施する照会により保管期間の延長の要請を受けた場合又は個人の生命、身体又は財産の保護のため市長が特に必要と認める場合にあっては、保管期間を延長することができるものとする。

3 管理責任者は、第1項に規定する保管期間又は前項の規定により延長した保管期間の経過後は、速やかにデータの消去又は記録媒体の破棄等の処理を行うものとする。

4 データは加工をせずに、撮影時の状態のままで保管するものとする。

5 管理責任者は、データの保管に際しては、盗難防止のため必要な措置を講

じなければならぬ。

6 取扱担当者は、データへのアクセスについては、管理責任者の許可を得なければならぬ。

7 取扱担当者は、データ及び記録媒体を、管理責任者が指定した場所以外に持ち出してはならぬ。ただし、第9条第1項の規定により他に提供するときは、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、データ及び記録媒体の不正利用、漏えい、改ざん、紛失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(取扱いの制限)

**第7条** 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、ドライブレコーダーを操作し、又はデータを取扱ってはならぬ。

(データの検索等)

**第8条** 管理責任者の指示に基づく場合を除くほか、取扱担当者は、データを検索し、複製し、又は印刷してはならぬ。

(データ及び記録媒体の外部提供)

**第9条** 管理責任者及び取扱担当者は、次の各号に掲げる場合に限り、データ及び記録媒体を他に提供することができる。

(1) 交通事故等の状況及び原因を明らかにするため、交通事故等の相手方から提供を求められた場合

(2) 交通事故等の状況及び原因を明らかにするため、交通事故の相手方又は市から委任を受けた保険会社等の代理人から提供を求められた場合

(3) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第1項又は第2項第1号、第3号若しくは第4号に規定する場合

2 前項の規定により提供するときは、情報を提供する相手方に対し浦安市公用自動車ドライブレコーダーのデータ及び記録媒体提供申出書(別記第1号様式)を提出させ、浦安市公用自動車ドライブレコーダーのデータ及び記録媒体提供決定通知書(別記第2号様式)により当該相手方に対し通知するものとする。ただし、法令等に基づき国等が実施する照会の場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに、情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データ及び記録媒体の情報を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータ及び記録媒体の返却又は破棄等を行うこと。

4 管理責任者は、第1項の規定により提供したときは、浦安市公用自動車ドライブレコーダーのデータ及び記録媒体提供記録簿（別記第3号様式）に記載しなければならない。

（令5規則7・一部改正）

（個人情報保護に関する法律の遵守）

**第10条** この規則に定めるもののほか、管理責任者及び取扱担当者は、個人情報保護に関する法律に規定する事項を遵守し、個人情報保護のため適切な措置を講じなければならない。

（令5規則7・一部改正）

（災害時におけるドライブレコーダーの利用）

**第11条** 第5条の規定にかかわらず、災害時（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。）においては、災害による被害状況の確認等を目的として、ドライブレコーダーを利用することができる。

（補則）

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月8日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月17日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 9 条第 2 項）

浦安市公用自動車ドライブレコーダーのデータ及び記録媒体提供  
申出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

データ及び記録媒体の提供について、浦安市公用自動車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり申出します。

なお、提供を受けた場合は、次の事項を遵守します。

- （1） データ及び記録媒体の情報を適正に管理します。
- （2） 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしません。
- （3） 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータ及び記録媒体の返却又は破棄等を行います。

利用目的	(根拠法令等)
該当車両の車両番号	
提供する画像の範囲	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備考	

第2号様式（第9条第2項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市公用自動車ドライブレコーダーのデータ及び記録媒体提供  
決定通知書

年 月 日付けで申出のあった浦安市公用自動車ドライブレコーダーのデータ及び記録媒体の提供について、浦安市公用自動車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

該当車両の車両番号	
提供する画像の範囲	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備考	

